

鹿児島市犯罪被害者等支援条例 を制定しました

令和6年12月20日施行

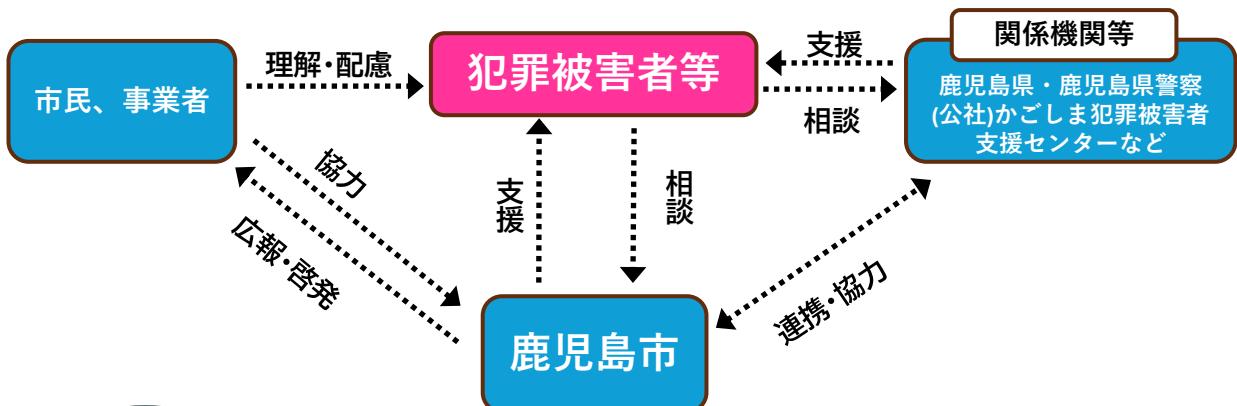
誰もが突然、犯罪の被害に遭う可能性があります。犯罪に巻き込まれた被害者やその家族、ご遺族（以下「犯罪被害者等」という。）は、犯罪そのものによる直接的な被害をはじめ、二次的被害と言われる精神的ショックや周囲の人々の配慮に欠けた言動などに苦しめられることも少なくありません。

鹿児島市では、犯罪被害者等の方々が受けた被害の軽減及び回復を図り、市民が安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、犯罪被害者等支援条例を制定しました。



犯罪被害者等支援シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

犯罪被害者等の方々を支える仕組み



基本理念

- 犯罪被害者等の尊厳と権利が尊重されること
- 犯罪被害者等が置かれている状況・事情に応じて、社会から孤立することがないよう配慮し、支援が行われること
- 必要な支援が途切れることなく提供されること

責務

市の責務

- 犯罪被害者等の支援のための施策を実施する

市民・事業者等の責務

- 二次的被害や再被害が生じたり、犯罪被害者等が地域社会から孤立しないように、犯罪被害者等が置かれている状況・支援の必要性を理解する
- 市の支援策に協力する
- 事業者は犯罪被害者等である従業員の勤務環境に配慮し、必要な支援に努める

主な施策

- | | | |
|------------|------------|-------------------|
| ● 相談・情報の提供 | ● 経済的負担の軽減 | ● 日常生活の支援 |
| ● 居住の安定 | ● 雇用の安定 | ● 個人情報の取扱いについての配慮 |
| ● 未成年者への配慮 | ● 市民の理解の増進 | |

条例の内容



裏面もご覧ください

わたしたちができる犯罪被害者等支援ってなんだろう？

犯罪被害に遭われた方やそのご家族・ご遺族は、さまざまな悩みを抱えています。一日でも早く平穏な暮らしを取り戻せるよう、私たちができるることを考えてみましょう。

犯罪行為による直接的な被害以外にも、さまざまな困難に直面します。

犯罪被害者等を取り巻く環境

捜査や裁判の負担

- 事件のつらい体験を繰り返し説明

心身の不調

- 不眠・食欲不振、後遺症による障害、PTSD（心的外傷後ストレス障害）など



再被害のおそれ

- 再び被害をうけることへの不安



日常生活への不安

- 医療費などの経済的負担の増加
- 治療や裁判などにより今までどおり働けない（就労・収入への影響）など

二次的被害

- 近所や職場での心ないうわさ話、偏見
- 周囲からの無神經な言動
- メディアの過剰取材
- SNSによるプライバシーの拡散、誹謗中傷 など



周囲の人たちの理解と配慮が大切です

それぞれの状況に応じた、寄り添った対応が必要です。

市民の皆さんができること

被害者等の状況を理解し、寄り添った対応を心がけましょう
(例)

- 挨拶など普段どおりに接する
- 無責任なうわさ話はしないなど

事業者の皆さんができること

安心して仕事を続けられる職場環境を整備しましょう
(例)

- 従業員の休暇取得や業務量の調整等の配慮
- 従業員への啓発 など

警察庁ホームページ
みんなに知ってもらいたい犯罪被害者支援のこと



【主な関係機関の相談窓口】

●公益社団法人かごしま犯罪被害者支援センター

犯罪被害にあられた方とそのご家族などに対して、電話相談業務など精神的なケアをはじめ様々な支援を行っています。

☎ 099-226-8341

(祝日を除く) 火～土曜日10:00～16:00
月曜が祝日の場合、翌火曜日は休日

●性暴力被害者サポートネットワークかごしま (通称：FLOWER)

性暴力・性犯罪被害に関する相談や支援を行っています。

☎ 099-239-8787

24時間 365日※17:00～翌9:00、日曜、祝日は、国の夜間休日コールセンターにつながります。

●鹿児島県くらし共生協働課 (犯罪被害者等支援総合窓口)

個別相談窓口や県の犯罪被害者等施策の案内を行っています。

☎ 099-286-2523

月～金 8:30～17:15
(祝日・年末年始を除く)

●鹿児島県警察本部警務部総務課被害者支援室

犯罪被害者等給付金や犯罪被害者全般に関する相談や支援を行っています。

☎ 099-206-0110

月～金 8:30～17:15
(祝日・年末年始を除く)